平成２３年（フ）第３３６号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１27棟201号
債務者　野々口彩乃
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
京都市右京区常盤一ノ井町３番地１　ツイン双ヶ丘501
債務者　山西　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
京都府宇治市伊勢田町若林38番地の10
債務者　福徳　純子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地30―204
債務者　割烹おお畑こと　大畑　善治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５１号
堺市南区桃山台１丁３番４―305号
債務者　竹田　隆広
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
堺市中区深井東町352番地10
債務者　嘉手苅良太
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
大阪府富田林市甲田６丁目９番30―401号
債務者　山口　友子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
堺市南区原山台１丁５番２―504号
債務者　市野ミナ子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
堺市北区新金岡町３丁５番18―302号
債務者　フジイストーンこと　藤井　　烈
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
堺市中区土師町１丁12番39―205号
債務者　鶴　　聡子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
堺市南区晴美台１丁29番７―109号、前住所堺市南区若松台１丁２番10―204号
債務者　濱本　幸次
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
北海道岩見沢市志文町1180番地101　ハイツデノン203
債務者　佐藤　雅美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２４１号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3156番地
債務者　川田　隆司
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９９号
神奈川県中郡二宮町山西448番地の１　エクレール二宮110
債務者　松田　勝治
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３２号
神奈川県小田原市久野924番地一階奥棟の西
債務者　榎　　良一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４２号
神奈川県平塚市河内442番地の２　サンパレス湘南Ⅰ―102号
債務者　小野寺真美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3294番地の５
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部